

## 差止請求に係る判決等に関する情報の公表について

平成21年3月11日

内閣府国民生活局

消費者契約法第39条第1項の規定に基づき下記の事項を公表する。

### 記

#### 1. 判決（確定判決と同一の効力を有するもの及び仮処分命令の申立てについての決定を含む。）又は裁判外の和解の概要

##### （1）事案の概要

本件は、適格消費者団体である特定非営利活動法人消費者支援機構関西（原告）が、語学教室の経営等を業としている株式会社 FORTRESS,JAPAN（被告）に対し、消費者に対し英会話教室の受講契約の締結について勧誘するに際し、消費者契約法第4条第1項第1号、第2項、第3項第2号に該当する行為を現に行い、かつ、今後行うおそれがあるとして、①消費者が退去する意思を表明しているにもかかわらず勧誘をしている場所から退去させない行為をすること、②消費者がいつでも自由に受講日ないし受講時間を決められるかのように告げてはならないこと、③消費者がいつでも自由に受講日ないし受講時間を決められるわけではないことを告知しないまま、受講回数及び価格の比較について消費者に利益となる旨を告げること、④上記①ないし③の行為を容認ないし推奨する内容を記載した文書等を廃棄すること、⑤その従業員らに対し、上記①ないし③の行為を行ってはならないこと及び④記載の文書等を破棄すべきことを周知徹底する措置をとること、を求めた事案である（平成20年8月28日、大阪地方裁判所に対して訴えを提起。）。

##### （2）結果

平成21年3月4日の第4回口頭弁論期日において、原告と被告の間で別紙のとおり和解が成立した。

#### 2. 適格消費者団体の名称

特定非営利活動法人 消費者支援機構関西

理事 榎 彰徳

同 北川 善太郎

同 片山 登志子

同 千神 國夫

同 飯田 秀男  
同 野々山 宏  
同 坂東 俊矢  
同 筋 祥子  
同 伊吹 和子  
同 小峰 耕二  
同 前中 みき子  
同 栗原 睦男  
同 三沢 邦子  
同 村山 泰弘  
同 西島 秀向

3. 事業者等の氏名又は名称

株式会社 FORTRESS,JAPAN

代表取締役 山渡 雄二郎

4. 消費者契約法施行規則第28条で定める事項

無

以上

## 和解条項

- 1 被告は、かつて、消費者に対する英会話教室の受講契約の締結について勧誘するに際し、一部、以下の勧誘行為を行っていたことを認める。
  - ① 消費者に対し、消費者が「一度家に帰ってから考えたい。」と述べるなどして勧誘をされている場所から退去する意思を表明しているにもかかわらず、その場所から退去させない行為
  - ② 消費者に対し、レッスン開講日及び開講時間が予め受講者のコースに応じて定められており、またカリキュラムも約10日前になってようやく半月分が発表されるにもかかわらず、「いつでも好きなときに受講できる」と告知するなど、消費者がいつでも自由に受講日ないし受講時間を決められるわけではないにもかかわらず消費者がいつでも自由に受講日ないし受講時間を決められるかのように告げる行為
  - ③ 消費者に対し、レッスン開講日及び開講時間が予め受講者のコースに応じて定められており、またカリキュラムも約10日前になってようやく半月分が発表されることを告げないなど、消費者がいつでも自由に受講日ないし受講時間を決められるわけではないことを告知しないまま「受講期間内の受講回数は無制限です」「他の英会話教室に比べて受講料が安い」などと受講回数及び価格の比較について消費者に利益となる旨を告げる行為
  - ④ 消費者に対し、不招請かつ執拗な電話勧誘や事業所での長時間勧誘など、「迷惑を覚えさせるような仕方」で勧誘する行為
  - ⑤ 消費者に対し、「この場で決断しなさい。」などの威迫的な文言を用いたり、人格的非難にわたるような文言を用いるなどして困惑させる行為
  - ⑥ 契約の締結に関する判断力が不足している消費者に対する、その判断力の不足に乗じた勧誘行為
  - ⑦ その財産の状況に照らして契約を締結させることが不適當な消費者に対する勧誘行為
- 2 被告は、本日以降、消費者に対する英会話教室の受講契約の締結について勧誘するに際し、以下の勧誘行為をしない。
  - ① 消費者に対し、消費者が「一度家に帰ってから考えたい。」と述べるなどして勧誘をされている場所から退去する意思を表明しているにもかかわらず、その場所から退去させない行為
  - ② 消費者に対し、レッスン開講日及び開講時間が予め受講者のコースに応じて定められており、またカリキュラムも約10日前になってようやく半月分が発表されるにもかかわらず、「いつでも好きなときに受講できる」と告知するなど、消費者がいつでも自由に受講日ないし受講時間を決められるわけではない

にもかかわらず消費者がいつでも自由に受講日ないし受講時間を決められるかのように告げる行為

- ③ 消費者に対し、レッスン開講日及び開講時間が予め受講者のコースに応じて定められており、またカリキュラムも約10日前になってようやく半月分が発表されることを告げないなど、消費者がいつでも自由に受講日ないし受講時間を決められるわけではないことを告知しないまま「受講期間内の受講回数は無制限です」「他の英会話教室に比べて受講料が安い」などと受講回数及び価格の比較について消費者に利益となる旨を告げる行為
- ④ 消費者に対し、不招請かつ執拗な電話勧誘や事業所での長時間勧誘など、「迷惑を覚えさせるような仕方」で勧誘する行為
- ⑤ 消費者に対し、「この場で決断しなさい。」などの威迫的な文言を用いたり、人格的非難にわたるような文言を用いるなどして困惑させる行為
- ⑥ 契約の締結に関する判断力が不足している消費者に対する、その判断力の不足に乗じた勧誘行為
- ⑦ その財産の状況に照らして契約を締結させることが不適當な消費者に対する勧誘行為

3 被告は、本日以降、消費者に対する英会話教室の受講契約の締結について勧誘するに際して、上記2①ないし③のいずれかに該当する行為を行い、消費者と契約した場合には、当該消費者からの取消の要求に応じるとともに、当該消費者から受け取った金員がある場合には、その全額を当該消費者に返還する。

4 被告は、本日以降、消費者に対する英会話教室の受講契約の締結について勧誘するに際して、上記2④ないし⑦のいずれかに該当する行為を行い、消費者と契約した場合には、当該消費者からの解約その他の申出に誠実に対応する。

5 被告が、本日以降、消費者に対する英会話教室の受講契約の締結について勧誘するに際して、上記2①ないし③のいずれかに該当する行為を行った場合には、被告は、原告に対し、違約金として、当該行為の相手方となった消費者一人につき、金50万円を支払う。

6 被告は、すみやかに別紙書面を従業員に配布するとともに、適切な研修指導を行うなどすることによって、従業員らに対し、上記2①ないし⑦記載の行為を行ってはならないことを周知徹底する措置をとる。

7 被告は、原告に対し、本日から3か月を経過した日限り、上記6記載の周知徹底措置の実行状況を書面にて報告する。

- 8 被告は、消費者に対し、本件和解が成立したことについて言及する場合は、本件和解条項全文を示すか、もしくは、原告のホームページのURLを示すことにより、消費者が本件和解条項の内容を知り得る機会を確保する。
- 9 原告は、その余の請求を放棄する。
- 10 訴訟費用は各自の負担とする

以 上

## 和解条項別紙書面

従業員各位

株式会社FORTRESS, JAPAN

代表取締役 山 渡 雄 二 郎

株式会社FORTRESS, JAPAN（以下「被告」という。）は、特定非営利活動法人消費者支援機構関西（以下「原告」という。）から、不当勧誘行為差止請求事件訴訟を提起され、平成21年3月4日、この訴訟につき、原被告間に下記のとおりの和解が成立しました。

従業員一同は、今後、下記2①ないし⑦記載の行為を行ってはいけません。

### 記

- 1 被告は、かつて、消費者に対する英会話教室の受講契約の締結について勧誘するに際し、一部、以下の勧誘行為を行っていたことを認める。
  - ① 消費者に対し、消費者が「一度家に帰ってから考えたい。」と述べるなどして勧誘をされている場所から退去する意思を表明しているにもかかわらず、その場所から退去させない行為
  - ② 消費者に対し、レッスン開講日及び開講時間が予め受講者のコースに応じて定められており、またカリキュラムも約10日前になってようやく半月分が発表されるにもかかわらず、「いつでも好きなときに受講できる」と告知するなど、消費者がいつでも自由に受講日ないし受講時間を決められるわけではないにもかかわらず消費者がいつでも自由に受講日ないし受講時間を決められるかのように告げる行為
  - ③ 消費者に対し、レッスン開講日及び開講時間が予め受講者のコースに応じて定められており、またカリキュラムも約10日前になってようやく半月分が発表されることを告げないなど、消費者がいつでも自由に受講日ないし受講時間を決められるわけではないことを告知しないまま「受講期間内の受講回数は無制限です」「他の英会話教室に比べて受講料が安い」などと受講回数及び価格の比較について消費者に利益となる旨を告げる行為
  - ④ 消費者に対し、不招請かつ執拗な電話勧誘や事業所での長時間勧誘など、「迷惑を覚えさせるような仕方」で勧誘する行為
  - ⑤ 消費者に対し、「この場で決断しなさい。」などの威迫的な文言を用いたり、人格的非難にわたるような文言を用いるなどして困惑させる行為
  - ⑥ 契約の締結に関する判断力が不足している消費者に対する、その判断力の不足に乗じた勧誘行為

- ⑦ その財産の状況に照らして契約を締結させることが不適當な消費者に対する勧誘行為
- 2 被告は、本日以降、消費者に対する英会話教室の受講契約の締結について勧誘するに際し、以下の勧誘行為をしない。
- ① 消費者に対し、消費者が「一度家に帰ってから考えたい。」と述べるなどして勧誘をされている場所から退去する意思を表明しているにもかかわらず、その場所から退去させない行為
  - ② 消費者に対し、レッスン開講日及び開講時間が予め受講者のコースに応じて定められており、またカリキュラムも約10日前になってようやく半月分が発表されるにもかかわらず、「いつでも好きなときに受講できる」と告知するなど、消費者がいつでも自由に受講日ないし受講時間を決められるわけではないにもかかわらず消費者がいつでも自由に受講日ないし受講時間を決められるかのように告げる行為
  - ③ 消費者に対し、レッスン開講日及び開講時間が予め受講者のコースに応じて定められており、またカリキュラムも約10日前になってようやく半月分が発表されることを告げないなど、消費者がいつでも自由に受講日ないし受講時間を決められるわけではないことを告知しないまま「受講期間内の受講回数は無制限です」「他の英会話教室に比べて受講料が安い」などと受講回数及び価格の比較について消費者に利益となる旨を告げる行為
  - ④ 消費者に対し、不招請かつ執拗な電話勧誘や事業所での長時間勧誘など、「迷惑を覚えさせるような仕方」で勧誘する行為
  - ⑤ 消費者に対し、「この場で決断しなさい。」などの威迫的な文言を用いたり、人格的非難にわたるような文言を用いるなどして困惑させる行為
  - ⑥ 契約の締結に関する判断力が不足している消費者に対する、その判断力の不足に乗じた勧誘行為
  - ⑦ その財産の状況に照らして契約を締結させることが不適當な消費者に対する勧誘行為
- 3 被告は、本日以降、消費者に対する英会話教室の受講契約の締結について勧誘するに際して、上記2①ないし③のいずれかに該当する行為を行い、消費者と契約した場合には、当該消費者からの取消の要求に応じるとともに、当該消費者から受け取った金員がある場合には、その全額を当該消費者に返還する。
- 4 被告は、本日以降、消費者に対する英会話教室の受講契約の締結について勧誘するに際して、上記2④ないし⑦のいずれかに該当する行為を行い、消費者と契約した場合には、当該消費者からの解約その他の申出に誠実に対応する。

- 5 被告が、本日以降、消費者に対する英会話教室の受講契約の締結について勧誘するに際して、上記2①ないし③のいずれかに該当する行為を行った場合には、被告は、原告に対し、違約金として、当該行為の相手方となった消費者一人につき、金50万円を支払う。
- 6 被告は、すみやかに別紙書面を従業員に配布するとともに、適切な研修指導を行うなどすることによって、従業員らに対し、上記2①ないし⑦記載の行為を行ってはならないことを周知徹底する措置をとる。
- 7 被告は、原告に対し、本日から3か月を経過した日限り、上記6記載の周知徹底措置の実行状況を書面にて報告する。
- 8 被告は、消費者に対し、本件和解が成立したことについて言及する場合は、本件和解条項全文を示すか、もしくは、原告のホームページのURLを示すことにより、消費者が本件和解条項の内容を知り得る機会を確保する。
- 9 原告は、その余の請求を放棄する。
- 10 訴訟費用は各自の負担とする。